

教育委員会定例会事項書

令和元年10月24日(木)

9:30~ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 原 田 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

議案第 40 号 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則案

議案第 41 号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 42 号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 43 号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第 44 号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 45 号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 46 号 教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 47 号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について

4 報 告 題

報告 1 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について

報告 2 令和元年度三重県学校保健功労者表彰について

5 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日 時

令和元年10月3日(木)

開会 9時30分

閉会 10時41分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 廣田教育長、森脇委員、大森委員、黒田委員、原田委員

議事録署名者 黒田委員

4 採択議案の件名

該当なし

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 令和2年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果について

報告2 次期三重県教育ビジョン(仮称)中間案について

報告3 三重県特別支援教育推進基本計画の中間案について

報告4 県立学校施設に係る長寿命化計画の中間案について

報告5 指定管理者が行う公の施設の管理状況について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第40号

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則案

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和元年10月24日提出

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

提案理由

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則案

(趣旨)

第一条 本規則は、公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第三号。以下「条例」という。）に基づき、職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 本規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(条例第三条第五項の規定による報酬)

第三条 条例第三条第五項に基づき県委員会が人事委員会と協議して、予算の範囲内で別に定める報酬の額は、別表の職種欄に掲げる職に対応する報酬の額欄に掲げる額とする。

(地域手当に相当する報酬)

第四条 地域手当に相当する報酬の支給については、別に定める職員を除き、給与条例の適用を受けるものうち常時勤務に服する職員（以下「常勤職員」という。）の例による。ただし、地域手当に相当する報酬の額の算定方法は、次に掲げるものとする。

- 一 条例第三条第一項又は第五項の規定により日額で定める報酬（以下「日額で定める基本報酬」という。）を支給される職員（以下「日額職員」という。）の勤務一日当たりの地域手当に相当する報酬の額 日額で定める基本報酬の額に支給割合を乗じて得た額（十円未満の端数四捨五入）
- 二 条例第三条第三項又は第五項の規定により時間額で定める報酬（以下「時間額で定める基本報酬」という。）を支給される職員（以下「時間額職員」という。）の勤務一時間当たりの地域手当に相当する報酬の額 時間額で定める基本報酬の額に支給割合を乗じて得た額（十円未満の端数四捨五入）
- 三 条例第三条第四項又は第五項の規定により月額で定める報酬（以下「月額で定める基本報酬」という。）を支給される職員（以下「月額職員」という。）の勤務一月当たりの地域手当に相当する報酬の額 月額で定める基本報酬の額に支給割合を乗じて得た額（一円未満の端数切捨）

2 前項各号に規定する支給割合については、県委員会が人事委員会と協議して定める。

(通勤手当に相当する報酬)

第五条 通勤手当に相当する報酬の支給については、別に定める職員を除き、常勤職員の例による。ただし、通勤手当に相当する報酬の額は、給与条例第十六条の規定の例により算出した支給単位期間が一月である場合の通勤手当の額の範囲内で県委員会が別に定める額とする。

(特殊勤務手当に相当する報酬)

第六条 特殊勤務手当に相当する報酬の支給については、常勤職員の例による。

(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬)

第七条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬の支給については、別に定めるものを除き、給与条例第十八条における再任用短時間勤務職員の例による。ただし、これらの手当に相当する報酬に係る勤務一時間当たりの報酬の額の算定方法は、次に掲げるものとする。

- 一 日額職員の勤務一時間当たりの報酬の額 日額で定める基本報酬の額及び第四条第一項第一号に規定する地域手当に相当する報酬の額の合計額を職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第十九条に基づき定められた一日当たりの勤務時間で除して得た額
- 二 時間額職員の勤務一時間当たりの報酬の額 時間額で定める基本報酬の額及び第四条第一項第一号に規定する地域手当に相当する報酬の額の合計額
- 三 月額職員の勤務一時間当たりの報酬の額 月額で定める基本報酬の額及び第四条第一項第二号に規定する地域手当に相当する報酬の額の合計額を勤務時間条例第十九条に基づき定められた一月当たりの勤務時間で除して得た額

(宿日直手当に相当する報酬)

第八条 宿日直手当に相当する報酬の支給については、別に定める職員を除き、常勤職員の例による。

(条例第三条第五項の規定により報酬の額を定めた職員の手当に相当する報酬)

第九条 条例第三条第五項の規定により報酬の額を定めた職員の手当に相当する報酬については、第四条から前条までの規定にかかわらず、県委員会が人事委員会と協議して、予算の範囲内で別に定める。

(報酬の支給制限)

第十条 法第三条第一項に規定する一般職に属する職員（法第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員を除く。）のうちから任命された者については、この規則に基づく報酬及び期末手当は支給しない。た

だし、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十七条第一項の規定により兼職及び他の事業等の従事を認められた者又は法第三十八条の規定に基づく県委員会の許可を受けて勤務時間外に従事した者については、この限りでない。

（報酬の減額）

第十二条 日額職員、時間額職員又は月額職員の条例第四条第一項に基づく報酬の額は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 日額職員の勤務一時間当たりの報酬の額　日額で定める基本報酬の額及び第四条第一項第一号に規定する地域手当に相当する報酬の額の合計額を勤務時間条例第十九条に基づき定められた一日当たりの勤務時間で除して得た額
 - 二 日額職員の勤務一日当たりの報酬の額　日額で定める基本報酬の額及び第四条第一項第一号に規定する地域手当に相当する報酬の額の合計額
 - 三 時間額職員の勤務一時間当たりの報酬の額　時間額で定める基本報酬の額及び第四条第一項第一号に規定する地域手当に相当する報酬の額の合計額
 - 四 月額職員の勤務一時間当たりの報酬の額　給与条例第二十八条の規定を準用して算定した額
- 2 条例第四条第一項の規則で定める場合は、次の各号に掲げる期間について勤務しない場合とする。
- 一 勤務時間条例第十九条に基づく年次有給休暇及び特別休暇（有給休暇に限る。）の場合には、その休暇の期間
 - 二 前号に掲げる場合のほか、職員に支給すべき報酬の額から減額しなければして正当な理由があるものとして県委員会が人事委員会と協議して別に定める場合には、その定める期間

（報酬の支給方法等）

第十三条 報酬の支給方法は、常勤職員の例による。ただし、報酬の支給日は、給与条例第十二条に規定する期間の翌日の二十一日（その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日）とする。

- 2 前項に定める期間における第四条及び前条第一項の報酬の額を算定する際、一円未満の端数が生じた場合は、それを切り捨てるものとする。

（期末手当の支給対象外職員）

第十四条 条例第六条第一項前段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 基準日現在において、任用されている職における任用期間が通算して六月に満たない職員
 - 二 基準日現在において、任用されている職における勤務時間条例第十九条に基づき定められた勤務時間が任用期間において一週間当たり平均十五時間三十分に満たない職員
- 二 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和二十九年三重県人事委員会規則三重県教育委員会規則第一号。以下「期末手当規則」という。）第一条各号に掲げる職員
- 2 前項第一号に規定する通算する期間については、県委員会が人事委員会と協議して別に定める。

第十五条 条例第六条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員としてこれらの中には、期末手当を支給しない。

- 一 その退職し、又は死亡した日において、任用されていた職における任用期間が通算して六月に満たない者
 - 二 その退職し、又は死亡した日において、任用されていた職における勤務時間条例第十九条に基づき定められた勤務時間が任用期間において一週間当たり平均十五時間三十分に満たない者
 - 三 その退職し、又は死亡した日において、期末手当規則第一号に該当する職員であった者
- 四 その退職の後基準日までの間ににおいて、次に掲げる者となつたもの
- イ 条例の適用を受ける職員（期末手当の支給対象者に限る。）
 - ロ 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第一号。次号において「会計年度任用職員条例」という。）の適用を受ける職員（期末手当の支給対象者に限る。）
 - ハ 企業庁又は病院事業庁において、会計年度任用職員条例の適用の例による職員（期末手当の支給対象者に限る。）

第十六条 基準日前一月以内において条例の適用を受ける職員としての退職が二回以上ある者について前条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

（期末手当の支給日）

第十七条 条例第六条第一項の規則で定める日は、期末手当規則第十四条に定める日とする。

(期末手当基礎額)

- 第十七条 条例第六条第一項の規則で定める額（以下「期末手当基礎額」という。）は、次に掲げる額とする。
- 一 日額職員又は時間額職員 基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次号において同じ。）において職員が受けるべき報酬の額（条例第三条第一項から第五項までに定める報酬の額及び第四条第一項第一号又は第二号の規定により算定された地域手当に相当する報酬の額の合計額。次号において同じ。）を別に定める方法により日額に換算した額
 - 二 月額職員 基準日現在において職員が受けるべき報酬の額
- 2 前項各号の規定により算出された期末手当基礎額に一日未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(期末手当の支給割合)

第十八条 条例第六条第一項の規則で定める割合は、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の給与条例第二十三条第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(期末手当の支給割合算定に係る在職期間)

第十九条 前条の在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間（第十二条第一項第一号に掲げる職員として在職した期間を除く。）とする。

2 前項の期間の算定については、期末手当規則第五条第一項の規定を準用する。

(在職期間の運算)

第二十条 基準日以前六月以内の期間において、期末手当規則第一條第一号イからくまでに掲げる者（期末手当の支給対象者に限る。）が条例の適用を受ける職員となつた場合、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第一項の在職期間に算入する。

2 前項の期間の運算については、前条第二項の規定を準用する。

(休職者の報酬等)

第二十一条 休職にされた職員は、別段の定めがない限り、いかなる報酬及び期末手当も支給しない。

(この規則によるところが困難な場合の措置)

第二十二条 他の職員との均衡上、この規則の規定によるところができない場合には、県委員会が人事委員会と協議して別段の取扱いをすることができる。

(実施に關し必要な事項)

第二十三条 この規則の実施に關し必要な事項は、県委員会が人事委員会と協議して定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表（第二条關係）

職種	学歴免許資格経験等	報酬の額
非常勤の講師	医師及び歯科医師	一時間につき五〇〇円
	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学及び高等専門学校における職員（医師及び歯科医師を除く。）	教授 一時間につき五〇〇円 准教授 一時間につき四七〇円 講師 一時間につき四五二〇円
	教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号。以下「免許法」という。）に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状を有し、採用時において教育職員としての経験年数を十年以上有するもの	一時間につき一九八〇円
	免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状を有し、採用時において教育職員としての経験年数が十年未満のもの	一時間につき一九一〇円
	免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の助教諭免許状を有するもの	一時間につき一七一〇円
その他非常勤職員	県委員会が人事委員会と協議して別に定める。	県委員会が人事委員会と協議して別に定める額

備考

一 特別支援学校の非常勤の講師について、この表の学歴免許資格経験等欄に掲げる免許状は、当該学校にお

いて必要とされる相当の免許状とみなす。

- 一 養護教諭免許状又は養護助教諭免許状を有する非常勤の講師について、当該養護教諭免許状又は養護助教諭免許状は、この表の学歴免許資格経験等欄に掲げる教諭免許状又は助教諭免許状とみなす。
- 二 非常勤の講師の報酬の額は、条例第二条第六項に規定する地域手当に相当する報酬を含めた額とする。
- 三 報酬の額欄に定める時間以外の時間においては、教育長が別に定める額とする。

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則案要綱

1 制定理由

地方公務員法及び地方自治法が改正され、新たに一般職の会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額の算定方法並びにその支給方法等について定める必要があるため、公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に基づき、公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額の算定方法並びにその支給方法等について定めるものである。

2 制定内容

(1) 趣旨（第1条）

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する必要な事項を定める。

(2) 用語の定義（第2条）

(3) 県委員会が人事委員会と協議して別に定める報酬の額（第3条）

条例に基づき県委員会が人事委員会と協議して、予算の範囲内で別に定める報酬の額は、別表に掲げる額とする。

※別表により、非常勤講師の時間額単価を規定

(4) 手当に相当する報酬（第4条～第9条）

手当に相当する報酬の支給については、別に定めるものを除き、常勤職員の例による。

(5) 報酬の支給制限（第10条）

会計年度任用職員以外の一般職に属する職員から任命された者については、原則として、この規則に基づく報酬及び期末手当は支給しない。

(6) 報酬の減額（第11条）

会計年度任用職員が勤務しないことにより支給されないこととなる報酬の額等に関し必要な事項を定める。

(7) 報酬の支給方法等（第12条）

(8) 期末手当（第13条～第20条）

期末手当の支給対象外職員、支給日、基礎額、支給割合及び在職期間に関し必要な事項を定める。

①支給対象外職員…

- ・基準日現在で任用されている職における在職期間が通算して6月末満の職員
- ・基準日現在で任用されている職における勤務時間が1週間当たり平均15時間30分に満たない職員など

②支給日…6月30日及び12月10日

- ③期末手当基礎額・報酬日額（又は時間額）及び地域手当相当額の合計額を別に定める方法により月額に換算した額 など
 - ④支給割合及び在職期間・常勤職員に適用される規定を準用する。
- (9) 休職者の報酬等（第 21 条）
別段の定めがない限り、いかなる報酬及び期末手当も支給しない。
- (10) この規則によることが困難な場合の措置等（第 22 条～第 23 条）
県委員会が人事委員会と協議して定める。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

議案第41号

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案、

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和元年10月24日提出

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

提案理由

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案
公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和三十二年三重県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍添で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(学校医等の報酬)	(学校医等の手当)
<p>第二条 条例第二条第一号に規定する学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医（以下「学校医等」という。）並びに条例第一条第一号に規定する者の報酬は、別表の職種欄に掲げる職に対応する基本額欄、加算額欄及び加給額欄に掲げる額とする。ただし、予算上認められた学校医等の数を超過して学校医等を置く場合にあつては、別表の職種欄に掲げる職に対応する基本額及び加算額（以下「別表に掲げる基本額及び加算額」という。）の範囲内で三重県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める額とする。</p> <p>2 学校医等が年度途中において新たに委嘱されたときはその日から、離職したときはその日まで、死亡したときはその日の属する月までの報酬を支給する。</p> <p>3 前項の規定により支給する場合の報酬の額は、別表に掲げる基本額及び加算額（第一項ただし書に該当する場合にあつては、教育長が別に定める額）を月割計算して得た額に、同表に掲げる加給額を加えて得た額とする。ただし、月の途中において新たに委嘱され又は離職したとき（死亡したときを除く。）の当該月分の基本額及び加算額の算定は、現日数を基礎として日割により行う。</p> <p>4 学校医等の報酬は、別表に掲げる基本額及び加算額にあつては半期毎に二分の一の額を、同表に掲げる加給額にあつては半期毎に同表により算出した額を、半期終了の日の翌月の二十一日（その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日）に支給する。ただし、学校医等が離職し又は死亡した場合は、その際支給する。</p> <p>5 条例第二条第一号に規定する者の報酬の支給方法は、学校医等の報酬の支給方法との均衡を考慮し、教育長が別に定める。</p>	<p>第二条 条例第二条第一号に規定する学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに産業医（以下「学校医等」という。）の手当は、別表第一の職種欄に掲げる職に対応する基本額、加算額欄及び加給額欄に掲げる額とする。ただし、予算上認められた学校医等の数をこえて学校医等を置く場合には、別表第一の職種欄に掲げる職に対応する基本額及び加算額（以下「別表第一に掲げる基本額及び加算額」という。）の範囲内で三重県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める額とする。</p> <p>2 学校医等が年度途中において新たに委嘱されたときはその日から、離職したときはその日まで、死亡したときはその日の属する月までの手当を支給する。</p> <p>3 前項の規定により支給する場合の手当の額は、別表第一に掲げる基本額及び加算額（第一項ただし書に該当する場合にあつては、教育長が別に定める額）を月割計算して得た額に、同表に掲げる加給額を加えて得た額とする。ただし、月の途中において新たに委嘱され又は離職したとき（死亡したときを除く。）の当該月分の基本額及び加算額の算定は、現日数を基礎として日割により行う。</p> <p>4 学校医等の手当は、別表第一に掲げる基本額及び加算額にあつては半期毎に二分の一の額を、同表に掲げる加給額にあつては半期毎に同表により算出した額を、半期終了の日の翌月の二十一日（その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日）に支給する。ただし、学校医等が離職し又は死亡した場合は、その際支給する。</p> <p>（非常勤の講師及び助手等の手当）</p> <p>第三条 条例第二条第一号及び第三号に規定する者の手当の額は、別表第一の職種欄に掲げる職に対応する</p>

基本額及び加算額欄により算出した額とする。

2 前項の手当の支給方法は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。)及び公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則(昭和三十一年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第四号。以下「支給規則」という。)の総則の支給方法に関する規定を準用する。ただし、手当の支給日は、給与期間の翌月の二十一日(その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日)とする。

第三条の二 非常勤の講師及び助手が、学校の運営上の都合により、別に支給規則第十三条第一項に規定する宿直勤務又は日直勤務を命じられたときは、同条第三項に規定する額を、前条の手当のほかに、手当として支給することができる。

2 前項の手当の支給方法その他必要な事項については、支給規則第十三条第六項及び第八項の規定を準用する。

(手当の支給制限)

第三条 一般職に属する職員(地方公務員法(昭和一十五年法律第一百六十一号)第一百一一条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員を除く。)のうちから任命又は委嘱された者については、この規則に基づく報酬は支給しない。

第四条・第五条 (略)

別表(第一条関係)

学校医等報酬額表					
職員	職種		基本額	加算額	加給額
	(略)	(略)			
非常勤 る。	その他 別に定め る額	教育長が 別に定め る額	(略)	(略)	(略)
		教育長が別に定め る額	(略)	(略)	(略)
		教育長が別に定め る額	(略)	(略)	(略)

備考 学校医欄から産業医欄までに掲げる職に応する基本額及び加算額は年額とする。

第四条 一般職に属する職員のうちから任命又は委嘱された者については、この規則に基づく手当は支給しない。ただし、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十七条第一項の規定により兼職及び他の事業等の従事を認められた者については、この限りでない。

第五条・第六条 (略)

別表第一(第一条関係)

学校医等手当額表					
職種	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
産業医	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 この表に掲げる基本額及び加算額は年額とする。

別表第一(第二条関係)

非常勤の講師等手当額表

職種	非常勤の 講師	学歴免許資格経験等	基本額	加算額
非常勤の 講師	医師及び歯科医師	医師及び歯科医師	〇一〇円	六条の 例第十 条によ り算出
講師	学校教育法(昭和 二十二年法律第一 十六号)に規定す る大学及び高等専 門学校における職 員(医師及び歯科 医師を除く。)	准教授	〇一〇円	一時間に つき五、 例第十一 条によ り算出
講師	教育職員免許法(昭和二十二 四年法律第二百四十七号)以 下「免許法」という。)に規 定する小学校、中学校又 は高等学校の教諭免許状 を有し、採用時において教 育職員としての経験年数が 十年以上有するもの	一時間に つき四、 九一〇円	七一〇円	一時間に につき五、 例第十一 条によ り算出
講師	免許法に規定する小学校、 中学校又は高等学校の教諭 免許状を有し、採用時にお いて教育職員としての経験 年数が十年未満のもの	一時間に つき一、 九一〇円	八〇円	一時間に につき四、 七一〇円
講師	免許法に規定する小学校、 中学校又は高等学校の助教 免許状を有するもの	一時間に つき一、 七一〇円	七〇円	一時間に につき四、 七一〇円
講師	教育長が別に定める。	一日につ き六、七 〇円	七〇円	一日につ き六、七 〇円
常勤職員	教育長が別に定める。	一日につ き六、七 〇円	七〇円	一日につ き六、七 〇円

備考

一 特別支援学校の非常勤の講師については、
この表の学歴免許資格経験等欄に掲げる免許
状は、当該学校において必要とされる相当の
免許状とみなす。

- | | |
|--|--|
| | <p>一　養護教諭免許状又は養護助教諭免許状を有する非常職の職員として採用する場合にあつては、本表に準じてその手当額を教育長が別に定める額とする。</p> <p>二　基本額欄に定める時間以外の時間にあつては、教育長が別に定める額とする。</p> |
|--|--|

附 則

この規則は、令和一年四月一日から施行する。

**公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する
規則案要綱**

1 改正理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに一般職の会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、規定を整備するものである。

2 改正内容

- (1) 規則の対象となる非常勤職員から「非常勤の講師及び助手」に係る規定を削る。
- (2) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第42号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和元年10月24日提出

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

提案理由

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

第一条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年三重県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第二条 条例第二十二条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者</p> <p>二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者であつて、臨時又は非常勤の職員（法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他の県委員会が人事委員会と協議して定める者を除く。）以外の職員となつたもの</p> <p>イ いふホ （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>第二条 条例第二十二条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者</p> <p>二 その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者であつて、臨時又は非常勤の職員（法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他の県委員会が人事委員会と協議して定める者を除く。）以外の職員となつたもの</p> <p>イ いふホ （略）</p> <p>三 （略）</p>
<p>第八条 条例第二十四条第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。</p> <p>一 その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者</p> <p>二 （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>第八条 条例第二十四条第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。</p> <p>一 その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者</p> <p>二 （略）</p>

第一条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p>第一条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「条例」という。）第二十二条第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第二十二条の一各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>一 ミニ （略）</p>	<p>（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p>第一条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「条例」という。）第二十二条第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第二十二条の一各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>一 ミニ （略）</p>
<p>四 臨時職員（条例第二十九条の規定の適用を受ける職員をいう。ただし、三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会</p>	

		(以下「人事委員会」という。)と協議して定めるものを除く。)
四〇八	(略)	
九	長期自己研修職員（職員の分限に関する条例（昭和四十八年三重県条例第三号）第二条第一号の規定により休職にされている職員のうち三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定める職員をいう。）	（以下「人事委員会」という。）と協議して定める職員をいう。）
十	(略)	
第一条	条例第二十三条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員として、これらの職員には、期末手当を支給しない。	第二条 条例第二十三条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員として、これらの職員には、期末手当を支給しない。
一	(略)	
二	その退職の後基準日までの間ににおいて次に掲げる者であつて、非常勤の職員（法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）又は会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第一号）の適用を受ける職員（企業庁又は病院事業庁において、当該条例の規定の例による職員を含む。）のうち期末手当の支給対象者であるもの（以下「会計年度任用職員」という。）若しくは公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第三号）の適用を受ける職員のうち期末手当の支給対象者であるもの（以下「公立学校会計年度任用職員」という。）その他県委員会が人事委員会と協議して定める者を除く。）以外の職員となつたもの	二 その退職の後基準日までの間ににおいて次に掲げる者であつて、臨時又は非常勤の職員（法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他の県委員会が人事委員会と協議して定める者を除く。）以外の職員となつたもの
イ・ロ	(略)	
ハ	会計年度任用職員又は公立学校会計年度任用職員	イ・ロ (略)
二二八	(略)	
三	(略)	二二九 (略)
	(期末手当に係る在職期間)	(期末手当に係る在職期間)
第五条	(略)	第五条 (略)
2	前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。	2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。
一・二	(略)	一・二 (略)
三	第一条第八号から第十号までに掲げる職員として在職した期間については、その二分の一の	三 第一条第九号から第十一号までに掲げる職員として在職した期間については、その二分の一の

	期 間	期 間
四 第一条第三号から第五号までに掲げる職員として在職した期間については、その全期間	四 第一条第三号から第六号までに掲げる職員として在職した期間については、その全期間	
五 (略)	五 (略)	
第六条 基準日以前六箇月以内の期間において、第二条第一号(イ及びハに掲げる者を除く。)又は同条第三号に掲げる者が条例の適用を受ける職員となつた場合(同条第三号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第一項の在職期間に算入する。	第六条 基準日以前六箇月以内の期間において、第二条第一号のロからホまで及び同条第三号に掲げる者が条例の適用を受ける職員となつた場合(同条第三号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第一項の在職期間に算入する。	
2 (略)	2 (略)	
(一時差止処分に係る在職期間)	(一時差止処分に係る在職期間)	
第六条の二 (略)	第六条の二 (略)	
2 第二条第一号(イ及びハに掲げる者を除く。)に掲げる者又は同条第三号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。	2 第二条第一号のロからホまでに掲げる者又は同条第三号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。	
(勤勉手当の支給を受ける職員)	(勤勉手当の支給を受ける職員)	
第七条 条例第二十四条第一項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(条例第二十四条第五項において準用する条例第二十三条の一各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。	第七条 条例第二十四条第一項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(条例第二十四条第五項において準用する条例第二十三条の一各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。	
一 (略)	一 (略)	
二 第一条第三号から第五号までのいずれかに該当する者	二 第一条第三号から第六号までのいずれかに該当する者	
三・四 (略)	三・四 (略)	
五 第一条第八号から第十号までのいずれかに該当する者	五 第一条第九号から第十一号までに該当する者	
第八条 条例第二十四条第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。	第八条 条例第二十四条第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。	
一 (略)	一 (略)	
二 第二条第一号(ヘに掲げる職員を除く。)及び第三号に掲げる者	二 第二条第一号及び第二号に掲げる者	
2 (略)	2 (略)	
(勤勉手当に係る勤務期間)	(勤勉手当に係る勤務期間)	
第十二条 (略)	第十二条 (略)	
2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。ただし、この場合において、除算される期間が一日未満の場合は切り捨てる。	2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。ただし、この場合において、除算される期間が一日未満の場合は切り捨てる。	
一 第一条第三号から第五号までに掲げる職員として在職した期間	一 第一条第三号から第六号までに掲げる職員として在職した期間	
二 (略)	二 (略)	
三 第一条第八号から第十号までに掲げる職員と	三 第一条第九号から第十一号までに掲げる職員	

して在職した期間

四〇二十一 (略)

として在職した期間

四〇二十一 (略)

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

**公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
案要綱**

1 改正理由

- (1) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行う。
- (2) 地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに一般職の会計年度任用職員制度が創設されたこと等に伴い、規定の整備を行う。

2 改正内容

- (1) 地方公務員法において、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたことに伴い、規定を整備する。
- (2) 期末・勤勉手当の支給対象外職員に係る規定を整備する。

3 施行期日

- (1) 令和元年12月14日
- (2) 令和2年4月1日

議案第43号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和元年10月24日提出

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

提案理由

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年三重県人事委員会規則第
一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（常時勤務に服することを要しない者の勤務時間）</p> <p>第一条の二 条例第一条第一項及び条例第十一条第一項に規定する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が職員について定められている勤務日数以上ある月（条例第七条第一項及び公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（昭和三十七年三重県条例第五十九号。以下「昭和三十七年改正条例」という。）附則第六項に規定する場合を含む。）とは、雇用関係が社会通念上継続していると認められ、条例第一条に規定する常時勤務に服することを要する者（以下この項において「常勤職員」という。）について定められている勤務時間以上勤務した日が常勤職員について定められている勤務日数以上ある月とする。</p>	<p>（常時勤務に服することを要しない者の勤務時間）</p> <p>第一条の二 条例第一条第一項によび条例第十一条第一項第一号に規定する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令または条例もしくはこれに基づく規則の規定により、勤務を要しないこととされ休暇を与えられた日を含む。）が二十一日以上ある月（条例第七条第一項によび公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（昭和三十七年三重県条例第五十九号。以下「昭和三十七年改正条例」という。）附則第六項に規定する場合を含む。）とは、雇用関係が社会通念上継続していると認められ、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が二十一日以上ある月とする。</p>
<p>2 条例第二条第二項に規定する法令又は条例若しくはこれに基づく規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日には、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第四条第一項の週休日を含まず、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。）第十九条第一項の祝日法による</p>	<p>2 条例第二条第二項に規定する法令又は条例若しくはこれに基づく規則の規定により、勤務を要しないこととされ休暇を与えられた日には、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第四条第一項の週休日を含まず、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。）第十九条第一項の祝日法による休日等及</p>

<p>休日等及び年末年始の休日等を含むものとする。</p> <p>(規則で定める者)</p> <p>第十条の一 条例第十条第一項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p>	<p>び年末年始の休日等を含むものとする。</p> <p>(規則で定める者)</p> <p>第十条の一 条例第十条第一項に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p>
<p>一一五 (略)</p>	<p>一一六 (略)</p>

第一号様式から第一号様式の十までの規定中「A列4版」を「日本産業規格A4」に改める。

第一号様式中「A列4判」を「日本産業規格A4」に改める。

第二号様式中「A列4番」を「日本産業規格A4」に改める。

第四号様式から第六号様式までの規定中「A列4判」を「日本産業規格A4」に改める。

第八号様式中「A列4判」を「日本産業規格A4」に改める。

「
第十号様式中 生年月日・性別 を 生年月日 」、「A列4判」を
」

「日本産業規格A4」に改める。

第十一号様式中「A列4判」を「日本産業規格A4」に改める。

第十一号様式の二及び第十一号様式の三中「A列4番」を「日本産業規格A4」に改める。

第十一号様式の四から第十一号様式の七までの規定中「A列4版」を「日本産業規格A4」に改める。

第十一号様式の八から第十一号様式の十三までの規定中「A列4番」を「日本産業規格A4」に改める。

第十一号様式中「A列4判」を「日本産業規格A4」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十条の一の改正規定は、令和元年十一月十四日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出された書類は、この規則による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正等に伴い、規定の整備を行う。

2 改正内容

- (1) 地方公務員法において、成年被後見人等に係る欠格条項を規定する条項が削除されたことから、この条項を引用する失業者の退職手当に係る特定退職者についての規定を改める。
- (2) 各種様式等における性別欄の見直しに伴い、失業者の退職手当の支給に係る求職申込証明書（第10号様式）の性別の表記箇所を削除する。
- (3) 規則で定める様式の規格の表記を「日本産業規格A4」に統一する。
- (4) その他規定を整備する。

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2(1)の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

議案第44号

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和元年10月24日提出

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

提案理由

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

改 正 後	改 正 前
(職員の事故や遅延に關する意見具申等)	(職員の事故や遅延に關する意見具申等)
第八十四条 (略)	第八十四条 (略)
2 校長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに委員会に報告しなければならない。	2 校長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに委員会に報告しなければならない。
1・11 (略)	1・11 (略)
II 学校教育法第九条第一号又は第十一条に該当する行為が行われた。	II 学校教育法第九条第一号、第十一条又は第十四条に該当する行為が行われた。
四一七 (略)	四一七 (略)

附 則

本規則は、令和元年十一月十四日から施行する。

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）（以下、「法律」という。）により、学校教育法が一部改正されたことに伴い、関係する規定を整備するものです。

2 改正内容

学校教育法の一部改正により、校長又は教員となることができない者から成年被後見人又は被保佐人が削除されたことに伴い、所要の改正を行います。

3 施行期日

令和元年12月14日から施行します。（法律附則第1条第2号関係）

議案第45号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和元年10月24日提出

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

提案理由

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

新規書類は本件に記載するものと同一の書類であることを確認する
新規書類は本件に記載するものと同一の書類であることを確認する
新規書類は本件に記載するものと同一の書類であることを確認する

第7号様式(第9条関係)(規格A4)

宣誓書

私は、教育職員免許法第5条第1項に規定する次の者に該当しないことを宣誓いたします。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

年 月 日

名前

(印)

年 月 日生

附 則

- 1 リの規則は、令和元年十一月十四日から施行する。
- 2 リの規則の施行前に改正前の教育職員登録証に記載する規則による成績としている用紙は、当分の間、必要な調査を以て使用するものとする。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

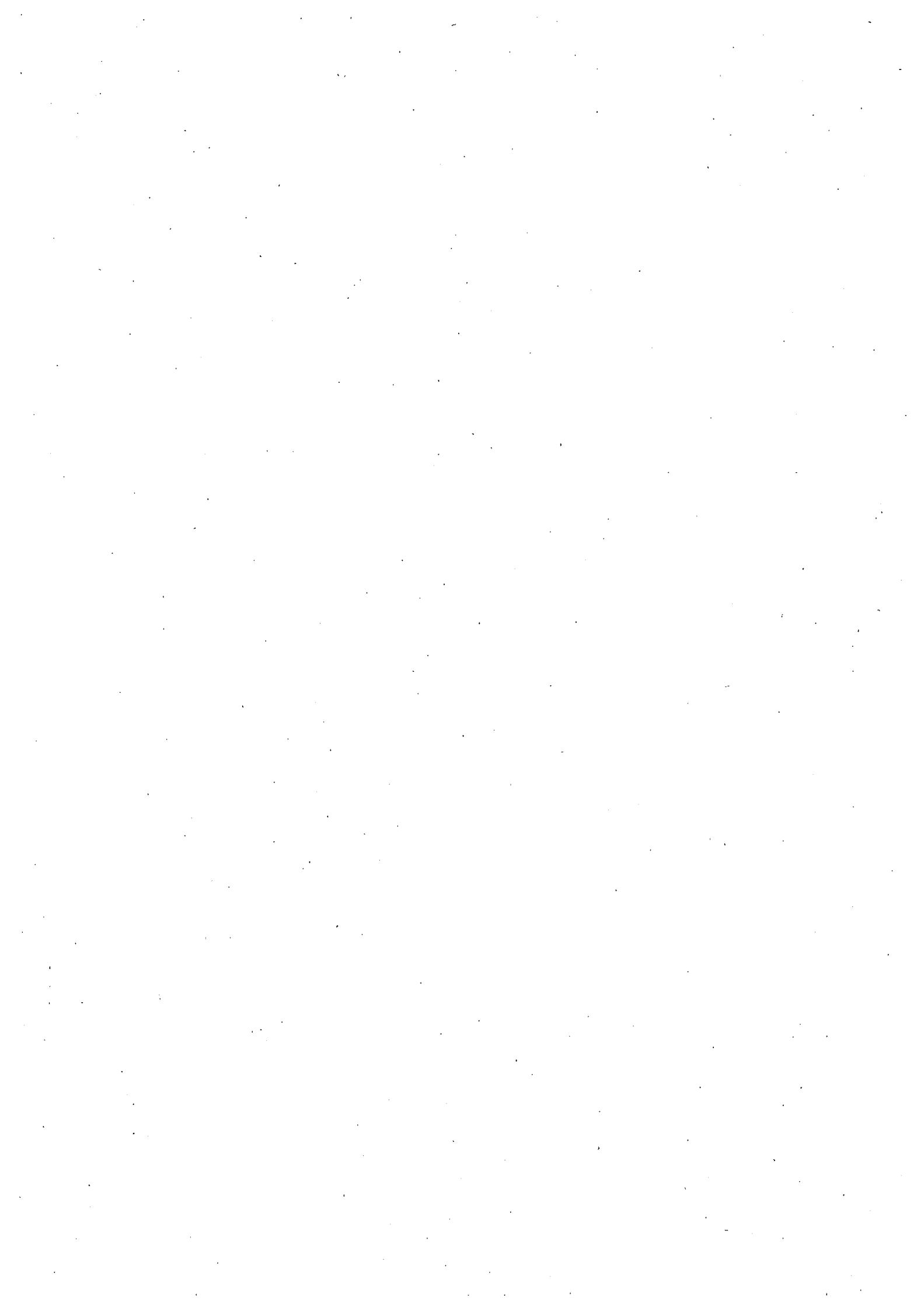
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）（以下、「法律」という。）により、教育職員免許法が一部改正されたことに伴い、関係する規定を整備するものです。

2 改正内容

教育職員免許法の一部改正により、教育職員免許状を授与されない者から成年被後見人又は被保佐人が削除されたことに伴い、宣誓書の様式につき所要の改正を行います。

3 施行期日

令和元年12月14日から施行します。（法律附則第1条第2号関係）



議案第46号

教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項に規定する手続に関する規則
の一部を改正する規則案

教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項に規定する手續に関する規則の一部を
改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和元年10月24日提出

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

提案理由

教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項に規定する手續に関する規則の一部
を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項
及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要す
る。

これが、この議案を提出する理由である。



教育公務員特例法第十五條の「第五項及び第六項に規定する手続に関する規則」一部を改正する規則案
教育公務員特例法第十五條の「第五項及び第六項に規定する手續に関する規則（平成十年二月三十日教育委員会規則第二号）」の一部を次のように改定する。

次の表の改正前欄に掲げた規定を同表の改正後欄に掲げた規定と替えて示すものとする。

改 正 後	改 正 前
<p>教育公務員特例法第十五條第五項及び第六項に規定する手續に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 ハ)の規則は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。）第十五條第五項及び第六項の規定に基づき、同条第一項及び第四項に規定する認定（以下「認定」という。）について、事実の確認の方法その他認定の手続に關し必要な事項を定めるトヨヒを目的とする。</p>	<p>教育公務員特例法第十五條の「第五項及び第六項に規定する手續に関する規則」</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 ハ)の規則は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。）第十五條の「第五項及び第六項の規定に基づき、同条第一項及び第四項に規定する認定（以下「認定」という。）について、事実の確認の方法その他認定の手続に關し必要な事項を定めるトヨヒを目的とする。</p>

附 則

1 ハ)の規則は、公布の日から施行する。

教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項に規定する手続
に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

教育公務員特例法が一部改正されたことに伴い、関係する規定を整備する
ものです。

2 改正内容

教育公務員特例法の一部改正により、題名を含め関係する規定につき所要
の改正を行います。

3 施行期日

公布の日から施行します。

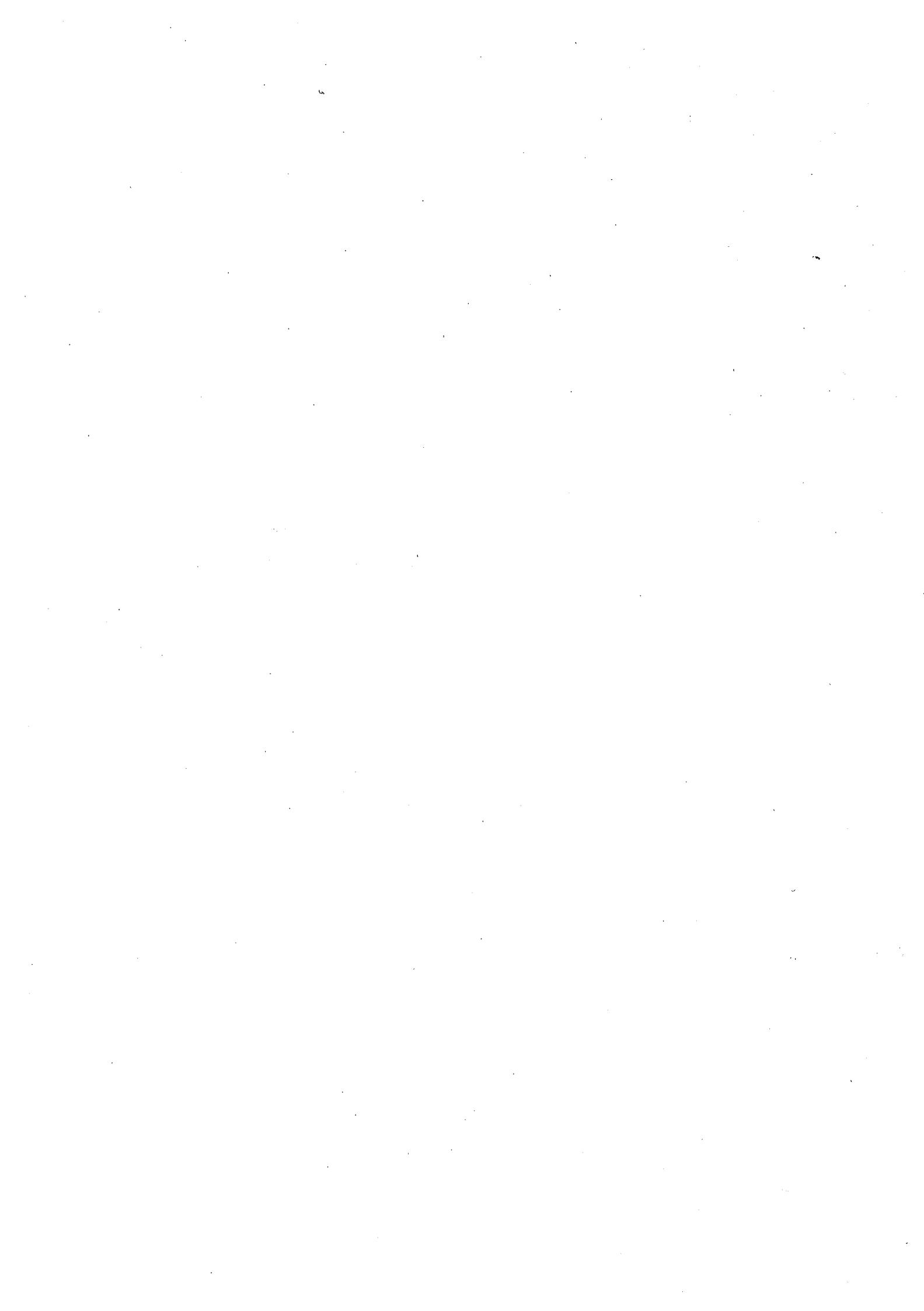
報告 2

令和元年度三重県学校保健功労者表彰について

令和元年度三重県学校保健功労者表彰について、別紙のとおり報告する。

令和元年 10 月 24 日提出

三重県教育委員会事務局
保健体育課長



(別紙)

令和元年度三重県学校保健功労者表彰について

1 表彰の概要

(1) 趣旨

三重県内の公立学校において学校保健の向上・発展のために、永年にわたりその職務に専念し、その功績が顕著な学校医、学校歯科医、学校薬剤師に対し、その功績をたたえて表彰する。

(2) 推薦基準

- ① 学校三師として20年以上の勤務経験がある者で、表彰年度における11月1日現在60歳以上の者。
- ② 三重県の学校保健に顕著な功績があり、現在も学校保健の発展・向上に努めている者。
- ③ 過去において、学校保健に関する功績により国、県及び県教育委員会の表彰を受けたことがない者。ただし、薬事功労者表彰（三重県知事表彰）及び薬物乱用防止推進運動功労者表彰（三重県知事表彰）については、学校保健分野に関する功績のみでは対象とならないことから、上記の限りでない。
- ④ 推薦者数は、公益社団法人三重県医師会、公益社団法人三重県歯科医師会、一般社団法人三重県薬剤師会各会2名以内とする。

2 受賞者の決定方法

- (1) 三師会から推薦された者について、学校保健功労者審査会を開催し、上記の推薦基準に合致しているかを検討する。
- (2) 受賞者は、審査会の検討結果に基づいて三重県教育委員会教育長が決定する。

3 被表彰者名

	候補者名	職	推薦団体
1	樋口 真也	学校医	三重県医師会
2	伊藤 厚	学校医	三重県医師会
3	東 懇一郎	学校歯科医	三重県歯科医師会
4	中坪 哲也	学校歯科医	三重県歯科医師会
5	黒田 恭史	学校薬剤師	三重県薬剤師会
6	田中 英樹	学校薬剤師	三重県薬剤師会

4 審査会及び結果

(1) 日時 令和元年9月9日(月) 9時00分から10時00分まで

(2) 場所 県庁講堂棟 第133会議室

(3) 選考委員名簿

副教育長	宮路 正弘
育成支援・社会教育担当 次長	森下 宏也
教育総務課 課長	桝屋 真
教職員課 課長	早川 巍
保健体育課 課長	嶋田 和彦
保健体育課 班長	藪中 一浩

(4) 結果 上記6名、推薦基準に合致

5 受賞者の決定

審査会の検討結果に基づいて、三重県教育委員会教育長が決定した。

6 表彰

令和元年11月14日に開催される、第62回三重県学校保健安全研究大会

(クラギ文化ホール：松阪市)において行う。

令和元年度三重県学校保健功労者表彰被表彰候補者審査資料
(三重県教育委員会教育長表彰)

<推薦基準>

- (1) 学校三師として20年以上の勤務経験がある者で、表彰年度における11月1日現在60歳以上の者。
- (2) 三重県の学校保健に顕著な功績があり、現在も学校保健の発展・向上に努めている者。
- (3) 過去において、学校保健に関する功績により国、県及び県教育委員会の表彰を受けたことがない者。
ただし、薬事功労者表彰（三重県知事表彰）及び薬物乱用防止推進運動功労者表彰（三重県知事表彰）については、学校保健分野に関する功績のみでは対象とならないことから、上記の限りでない。
- (4) 推薦者数は、公益社団法人三重県医師会・公益社団法人三重県歯科医師会・一般社団法人三重県薬剤師会各会2名以内とする。

推薦団体	被推薦者名	年齢	勤務校 (勤務年数)	功績内容
1 三重県医師会	ひぐち こうや 樋口 こうや	83歳	①三重県立久居農林高等学校 ※通算32年間	<p>氏は、昭和62年から現在までの永きに亘り、学校医として生徒の健康診断や学校保健活動に従事し、定期の健康診断はもとより、修学旅行前健診においても一人ひとりを丁寧に検診し、適切な助言・指導を行っている。</p> <p>また、学校保健委員会では、保健環境整備への助言を行い、インフルエンザ等の感染の際には、学校からの相談に曜日を問わず応対している。</p> <p>これらのことから、養護教諭をはじめとして、校長等他の教師からも厚く信頼されている。</p>
2 三重県医師会	いとう あつし 伊藤 厚	69歳	①上野市立緑ヶ丘中学校 ②伊賀市立上野東小学校〔旧上野市立東小学校〕 ③伊賀市立〔旧上野市立〕ふたば幼稚園 ④伊賀市立長田小学校 ※通算 33年間	<p>氏は、昭和61年から現在までの永きに亘り学校医として務め、現在は伊賀市立上野東小学校（旧上野市立東小学校）・伊賀市立長田小学校の2校の学校医を務めている。</p> <p>長年の学校医の経験から学校保健が、地域医療の充実を図る上で極めて重要な役割を占めると考え、生命を尊重する意識を育て、健康で安全な生活のための実践力の育成等、学校保健の基本目標を体現し、総合的な学校保健活動を地道に実践している。</p>

3	三重県 歯科医師会	ひがし そういちろう 東 惣一郎	65歳	<p>①松阪市立第四小学校 ※通算35年間</p> <p>氏は、昭和59年4月から現在まで松阪市立第四小学校的学校歯科医として、永きに亘り、児童のう蝕予防に努めている。口腔衛生の向上を図るため、ビデオ等を使用して、う蝕予防の重要性をわかりやすく説明する等、口腔衛生の普及と向上に尽力を重ね、功績を残している。</p> <p>また、地域で実施している歯の衛生週間には、歯科保健図画・ポスター・コンクール等を通じて、歯科保健の重要性と認識を深める活動の展開に尽力した。</p>
4	三重県 歯科医師会	なかつぼ 中坪 哲也	65歳	<p>①名張市立名張中学校 ②名張市立つつじが丘 小学校 ※通算 22年間</p> <p>氏は、平成9年4月から現在まで名張市立名張中学校、平成22年4月から平成23年3月まで名張市立つつじが丘小学校的学校歯科医として、永きに亘り務めている。</p> <p>児童生徒のう蝕の予防、指導に関心が深く、う歯の早期治療の徹底、歯と口の健康増進、健康管理の高揚等、学校関係者との連携のもと、児童生徒の口腔衛生の普及と向上に尽力を重ね功績を残している。</p>
5	三重県 薬剤師会	くろだ 黒田 恭史	64歳	<p>①紀北町立船津小学校 ②紀北町立上里小学校 ③紀北町立ふなつ幼稚園 ④紀北町立三船中学校 ⑤紀北町立矢口小学校 ⑥紀北町立潮南中学校 ⑦紀北町立相賀小学校 ※通算 34年間</p> <p>氏は、昭和60年から現在までの永きに亘り学校薬剤師を務め、現在は、紀北町立潮南中学校・紀北町立相賀小学校的学校薬剤師として、学校環境衛生活動の年間計画に基づき、正確な学校環境衛生検査を実施している。</p> <p>飲料水・プール水を児童生徒が衛生的で安全に使用できるよう、試験検査の成績の評価等に努め、また教室内の空気中の化学物質の検査及び指導に取り組むなど、よりよい環境づくりに貢献している。</p>

6	三重県 薬剤師会	たなか 田中 ひでき 英樹	67歳	①名張市立赤目小学校 ②名張市立錦生赤目小学校 ③名張市立赤目中学校 ④名張市立名張幼稚園 ⑤名張市立名張中学校 ※通算 38年間	<p>氏は、昭和56年から現在までの永きに亘り学校薬剤師を務め、現在は、名張市立錦生赤目小学校・名張中学校の学校薬剤師として、児童生徒がプール水・飲料水を衛生的で安全に使用できるよう、試験検査の成績の評価等に努め、換気、採光、照明などの環境衛生基準に係る事項についても厳密な検査を行い、児童生徒の健康維持に努めている。</p> <p>また、薬の正しい知識の普及に努め、併せて危険ドラッグや違法薬物乱用などの防止活動も積極的に行っている。</p>
---	-------------	---------------------	-----	--	--

